

諮問庁：北九州市教育委員会

諮問日：令和 7 年 4 月 9 日（諮問第 198 号）

答申日：令和 8 年 8 月 4 日（答申第 198 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 当該処分は無効。
- (2) 当該処分を撤回し、正当な処分を行うべし。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

北九州市教育委員会教育長は、「北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）」第 2 条に定める「実施機関」ではない。法令違反である。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 6 年 9 月 24 日付けで、審査請求人より条例第 6 条第 1 項の規定に基づく開示請求があり、それに対し、同年 10 月 4 日付け北九教総総第 482 号により行政文書不開示決定を行った。

当該決定について、これを不服として同年 12 月 2 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 令和 6 年 9 月 24 日、審査請求人は処分庁に対し、次の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。

「令和 6 年 9 月 24 日までの旧門司駅遺跡の発見、調査及び保在についての市

から文化庁に対する報告及び協議に関する事蹟（決裁、資料、記録、復命、報告等）」

- (2) 同年 10 月 4 日、処分庁は、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、同年 12 月 2 日付けで、本件処分に対する本件審査請求を提起した。
- (4) 教育委員会の設置については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）に規定されており、法に基づき、北九州市では、教育長及び 5 人の教育委員によって教育委員会を構成している。
なお、法第 13 条（教育長）において、教育長は「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」ことも定められている。
- (5) また、教育委員会の職務権限についても、法第 21 条（教育委員会の職務権限）に規定されている。また、法第 25 条（事務の委任等）により、その権限に属する事務の一部を教育長に委任、又は臨時に代理させることができるとされている。
- (6) このため、北九州市においては、「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和 38 年北九州市教育委員会規則第 7 号。以下「委任代理規則」という。）」第 2 条により、法第 25 条第 2 項各号に掲げる事項及び委任代理規則第 2 条で規定された第 1 号から第 24 号のもののほかは、その権限に属する事務を教育長に委任している。
- (7) よって、行政文書開示請求に対する決定通知に係る事務は、法第 25 条及び委任代理規則第 2 条において「教育長に委任することができない事務」と規定される事務に該当しないため、教育長に包括委任されているものである。
- (8) 以上から、本件処分に係る事務を委任され決定権限をもつ教育長の専決のもと、教育委員会の代表者である教育長名で処分を行った。

3 よって、本件処分は適法であるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 7 年 4 月 9 日 諮問の受付
- ② 令和 8 年 1 月 29 日 審議
- ③ 令和 8 年 3 月 25 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 8 年 5 月 28 日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 8 年 7 月 24 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査

請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例について

条例第 2 条第 1 号では、開示請求者に対し開示義務を負うこととなる「実施機関」を定義しており、その一つとして「教育委員会」を定めている。

(2) 法について

教育委員会の設置については、法第 2 条で「都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第 21 条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。」と規定している。

教育長については、法第 13 条で「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」と規定している。

教育委員会の職務権限については、法第 21 条で、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること等の事務を管理し、及び執行する旨を規定している。

事務の委任については、法第 25 条で「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定している。また同条第 2 項で「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。」と規定し、教育長に委任することができない事務として次の事務を規定している。

ア 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

イ 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

ウ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

エ 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

オ 次条の規定による点検及び評価に関すること。

カ 第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

(3) 委任代理規則について

法第 25 条の規定を受けて、委任代理規則第 2 条では、教育委員会は法第 25 条第 2 項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項に係る事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する旨を規定している。

ア 学校その他教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。

イ 重要な財産の取得及び処分に関すること。

ウ 人事、服務及び研修の一般方針に関すること。

- エ 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に関して方針を定めること。
- オ 教科書その他の教材の取扱いの一般方針を定めること。
- カ 通学区域を定めること。
- キ 義務教育諸学校への就学に関すること。
- ク 性行不良の児童生徒に係る出席停止に関すること。
- ケ 社会教育施設（図書館、視聴覚センター及び教育支援センターを除く。）及び北九州市立埋蔵文化財センターの管理、運営及び連絡調整に関すること。
- コ 美術館協議会及び博物館協議会に関すること。
- サ 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。
- シ 文化財の保護及び活用に関すること。
- ス 文化財の調査、指定及び管理に関すること。
- セ 文化財保存事業の助成に関すること。
- ソ 埋蔵文化財の保護に関すること。
- タ 文化財保護審議会に関すること。
- チ 社会教育委員の会議等に関すること。
- ツ 社会教育（専門的技術的な助言及び指導に関するものを除く。）に関すること。
- テ 社会教育関係団体に関すること。
- ト 生涯学習の企画及び調整に関すること。
- ナ 青少年の指導育成に関すること。
- ニ 青少年対策の企画及び連絡調整に関すること。
- ヌ 青少年教育に係る区長等との連絡調整に関すること。
- ネ 区における学校施設開放事業の実施に関すること。

2 本件対象文書について

(1) 不存在としたことの妥当性について

処分庁は、旧門司駅遺跡の発見、調査及び保存についての市から文化庁に対する報告及び協議に関する文書について作成も取得もしておらず、保有していないと説明しており、当該事蹟が存在することをうかがわせる特段の事情も存在しないことから、不存在とした処分庁の判断は妥当と判断する。

(2) 教育長に委任されている事務への該当性について

審査請求人は「北九州市教育委員会教育長は、条例第 2 条に定める「実施機関」ではない。」と主張している。

しかしながら、上記 1 (2)(3)のとおり、法第 25 条の規定を受けて、委任代理規則第 2 条は、教育委員会が法第 25 条第 2 項各号及び委任代理規則第 2 条各号に掲げる「教育長に委任することができない事務」を除き、その権限に属する事務

を教育長に委任する旨を規定しており、委任された事務に関しては、教育長が受任者として自己の名と責任においてその権限を行使することとなる。そして、法第 25 条第 2 項及び委任代理規則第 2 条に規定する「教育長に委任することができない事務」の中には、行政文書開示請求に対する決定通知に係る事務に該当するものが存在しない。

したがって、行政文書開示請求に対する決定通知に係る事務は法第 25 条及び委任代理規則第 2 条により教育長に委任されているというべきであり、教育長が受任者として、自己の名と責任において行った原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	油	布	剛
委員	井	上	禎男
委員	植	田	詩生
委員	仲	野	宏子
委員	中	村	智美